

福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）及び売春防止法（昭和31年法律第118号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する運営指導及び監査についての基本的事項を定める。

(対象法人・施設)

第2条 運営指導及び監査の対象法人及び施設は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 別表1に掲げる社会福祉施設

(関係機関との連絡調整)

第3条 法人及び施設に対する運営指導及び監査の統一かつ円滑な実施を図るため、社会福祉法人・施設指導監査連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設け、運営指導及び監査に係る必要な事項等を協議するものとする。

- 2 連絡調整会議の組織及び運営については、別に定める。

(社会福祉法人等代表者会議の開催)

第4条 法人及び施設に対する運営指導及び監査を実効あるものにするため、保健福祉部長（以下「部長」という。）は、必要に応じて社会福祉法人等代表者会議を開催するものとする。

- 2 前項の細部については、別に定める。

(運営指導・監査方針等)

第5条 部長は、国の処理基準及び指導監査指針並びに県内の法人及び施設の現状を踏まえ、毎年度当初に当該年度の法人及び施設に対する運営指導方針及び監査方針並びに重点指導事項（以下「運営指導・監査方針等」という。）を策定する。

(実施計画)

第6条 部長は、当該年度の運営指導・監査方針等に基づき、運営指導及び監査を開始するときまでに運営指導及び監査実施計画を策定する。

第2章 運営指導

(運営指導の実施機関)

第7条 法人及び施設に対する運営指導は、部長が所掌し、各保健福祉事務所長及びいわき地方振興局長（以下、「事務所長」という。）と連携を図りながらこれを実施する。

(運営指導の実施時期及び方法)

第8条 新たに設立した法人（以下「新設法人」という。）については、設立後の早い時期に実地により指導を行うものとする。

2 新設法人が施設を設置する場合及び既設法人が新たに施設を設置する場合には、原則として、開所後の早い時期に実地により指導を行うものとする。

(運営指導の手続き等)

第9条 運営指導の手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 運営指導日数は、原則として、1日とする。
- (2) 第11条第2項の実施区分に基づき社会福祉課が実施する運営指導は、原則として、社会福祉課職員2名、当該法人及び施設の所在地を所管する保健福祉事務所又はいわき地方振興局（以下、「事務所」という。）職員2名（法人・施設監査のいずれかのみを実施する場合は1名）をもって編成する指導班が行うものとする。また、必要に応じて高齢福祉課、障がい福祉課、子育て支援課及び児童家庭課（以下「関係事業所管課」という。）職員を指導班に加えるものとする。
- (3) 第11条第2項の実施区分に基づき社会福祉課以外の実施機関が実施する運営指導は、それぞれの実施区分において編成する指導班が行うものとする。
- (4) 運営指導を行う場合、法人代表者又は施設長（以下「法人代表者等」という。）に対して、あらかじめ文書により通知し、指導に要する関係資料の提出を求めるものとする。

第3章 監査

第1節 監査の種類及び実施機関

(監査の種類)

第10条 法人及び施設に対する監査は、一般監査及び特別監査とする。

(監査の実施機関)

第11条 監査は、部長が所掌し、事務所長と連携を図りながらこれを実施する。

2 監査は、社会福祉課、保健福祉事務所及び子育て支援課が次の実施区分により実施する。ただし、保健福祉事務所が実施することとされている法人及び施設について、必要がある場合は、社会福祉課が実施することを妨げない。

実施機関	監査対象
<u>社会福祉課</u>	保健福祉事務所及び子育て支援課が実施することとされている法人及び施設以外の法人及び施設
保健福祉事務所	保育所のみを経営する法人及び町村社会福祉協議会並びに保育所、幼保連携型認定こども園、中核市以外に所在する児童厚生施設
子育て支援課	中核市に所在する児童厚生施設

第2節 一般監査

(監査の実施回数等)

第12条 一般監査は、次のとおりとする。

- (1) 法人については、原則として、3年に1回、実地監査の方法により実施することとする。
 - (2) 施設については、原則として、3年に1回、実地監査の方法により実施することとする。ただし、児童福祉施設については、毎年1回、実地監査の方法により実施するものとする。なお、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設については、監査を効率的に実施するため、書面監査の方法を用いることができる。また、市町村が設置する児童厚生施設については、毎年書面監査の方法を用いることができる。
- 2 監査の結果等から、適正な施設運営が確保されていない法人及び施設に対しては、実地監査を随時実施するものとする。

(監査の手続き等)

第13条 実地監査の手続き等は、次のとおりとする。

(1) 通常監査

ア 法人及び施設に対して事前に通知を行い、法人及び施設の管理運営状況全般を対象として実施する。

ただし、事前に通知することにより適切な入所者処遇の確保、運営管理体制の確立、適切な職員処遇の確保等監査の目的が十分に達せられないおそれがある場合には、上記によらず監査開始時に文書を提示するなどの方法により実施することができるものとする。

イ 監査日数は、原則として、法人及び施設を各1日とする。

ウ 監査は、各実施機関の長が指名する2名以上の職員をもって編成する監査班が実施するものとし、そのうち1名は、原則として、主査相当職以上の職にある者を指名するものとする。

エ 社会福祉課が実施する監査にあつては、原則として、社会福祉課職員2名、当該法人及び施設の所在地を所管する事務所職員2名（法人・施設監査のいずれかのみを実施する場合は1名）をもって監査班を編成する。また、必要に応じて関係事業所管課職員を監査班に加えるものとする。ただし、県社会福祉協議会、県共同募金会、県社会福祉事業団の法人本部及び福島いのちの電話（以下「県域法人」という。）

は、**社会福祉課**職員のみで実施するものとする。

オ 監査資料は、実施機関が指定する日までに提出するよう法人代表者等に求めるものとする。

カ 監査の実施に当たっては、法人の監事の立会いを求めるものとする。

キ 監査班の上席者は、法人及び施設の現状及び前回監査の指摘事項に対する改善状況等について、法人代表者等に説明を求めるものとする。

ク 監査班の上席者は、監査終了後、関係役職員の出席を求め、講評及び必要な指示を行うものとする。

(2) 確認監査

ア 法人及び施設に対して事前に通知を行い、法人及び施設に対する監査指摘事項の改善状況を対象として実施する。

イ 確認監査の手続きについては、上記通常監査に準じて実施するものとする。

2 書面監査の手続き等は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ提出された監査資料により実施する。

(2) 監査資料は、保健福祉事務所長の指定する日までに提出するよう法人代表者等に求めるものとする。

(監査の指摘基準)

第 14 条 監査等の指摘基準は、別表 2 のとおりとする。

(監査結果の通知及び報告)

第 15 条 監査結果については、法人代表者等に対し通知するものとする。

2 指摘事項に対する報告は改善計画（様式 1-1（改善を要する事項(改善計画報告書)））と改善結果（様式 1-2（改善を要する事項(改善結果報告書)））とする。

3 改善計画については、第 1 項の通知をした日から 30 日以内に、改善結果については、第 1 項の通知をした日から 45 日以内に提出するよう法人代表者等に求めるものとする。

4 前項の報告は、**社会福祉課**が実施した監査（「**地域法人**」の監査を除く。）に係るものについては、事務所長を経由して、提出させるものとする。

(一般監査の特例)

第 16 条 第 13 条（第 1 項第 1 号オ及び第 2 項の規定を除く。）及び前条第 4 項に定める事項について、部長がやむを得ない事情により実地監査を行うことが困難であると判断した場合には、別に通知するものとする。

第 3 節 特別監査

(監査の実施)

第 17 条 特別監査は、随時、事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があると認められる法人及び施設のほか、特に必要があると認められる法人及び施設に対し、特定事項について実地監査の方法により実施することとす

る。

(監査の手続き等)

第 18 条 実地監査の手続き等は、第 13 条の規定に準じて実施するものとするが、監査班については、関係事業所管課の職員が加わるものとする。

(監査結果の通知及び報告)

第 19 条 監査結果の通知及び報告については、第 15 条の規定に準じて行うものとする。

(監査後の措置)

第 20 条 監査の指摘事項について、改善が図られない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 71 条及び第 72 条、生活保護法第 45 条、老人福祉法第 19 条、障害者総合支援法第 86 条、児童福祉法第 46 条等の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

第 4 章 運営指導及び監査の結果等

(国への報告)

第 21 条 部長は、実施機関が実施した監査の取りまとめ結果については国に報告するものとする。

(監査結果等の公表)

第 22 条 運営指導及び監査の取りまとめ結果については、適切な方法により公表するものとする。

(市との連携)

第 23 条 市に所在する県所管法人及び施設の運営指導及び監査の実施にあたっては、効果的な運営指導及び監査を行うため、市と連携を図るものとする。

(介護保険法等に基づく実地指導等との調整)

第 24 条 運営指導及び監査の実施にあたっては、効率的・効果的な運営指導及び監査を行うため、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく実地指導等との調整を図るものとする。

(要領等への委任)

第 25 条 運営指導及び監査に関する必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に定める要領による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 福島県社会福祉法人・社会福祉施設指導監査実施要綱（平成 3 年 5 月 22 日付け）は、

廃止する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から施行し、改正後の要綱は平成 13 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 5 月 27 日から施行し、平成 16 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 20 日から施行し、平成 17 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 5 月 25 日から施行し、平成 18 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。
- 2 平成 18 年 9 月 30 日までの間は、第 27 条第 2 項中「障害者自立支援法」とあるのは、「支援費制度」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 30 日から施行し、平成 19 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行し、平成 20 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 28 日から施行し、平成 21 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 27 日から施行し、平成 22 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 7 日から施行し、平成 24 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行し、平成 25 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 16 日から施行し、平成 26 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行し、平成 27 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 17 日から施行し、平成 29 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 6 日から施行し、平成 30 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 4 日から施行し、令和元年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 24 日から施行し、令和元年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、令和 2 年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 27 日から施行し、令和 3 年度に実施する運営指導及び監査

から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行し、令和4年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行し、令和5年度に実施する運営指導及び監査から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

指導監査対象社会福祉施設

1 保護施設 (生活保護法第 38 条)	(1) 救護施設 (2) 授産施設
2 老人福祉施設 (老人福祉法第 5 条の 3)	(1) 養護老人ホーム (2) 特別養護老人ホーム (3) 軽費老人ホーム
3 障害者支援施設 (障害者総合支援法第 5 条第 1 項)	(1) 障害者支援施設
4 児童福祉施設 (児童福祉法第 7 条)	(1) 保育所 (2) 乳児院 (3) 児童厚生施設 (4) 母子生活支援施設 (5) 児童養護施設 (6) 障害児入所施設 (7) 児童自立支援施設 (8) 児童発達支援センター (9) 児童家庭支援センター
(児童福祉法第 43 条)	(ア) 福祉型児童発達支援センター (イ) 医療型児童発達支援センター
5 幼保連携型認定こども園 (認定こども園法第 2 条)	(1) 幼保連携型認定こども園
6 婦人保護施設 (売春防止法第 36 条)	(1) 婦人保護施設
7 その他の社会福祉施設 (社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号)	(1) 授産施設

別表2（第14条関係）

社会福祉法人及び社会福祉施設監査における指摘基準

監査等の結果に対する指摘基準は、次のとおり区分するものとする。

区分	基本的な考え方	報告の要否
<p>1. 指摘事項 (文書指摘)</p>	<p>次の事項に該当する場合には、原則として文書による「指摘事項」とする。</p> <p>ア 社会福祉法人（以下、「法人」という。）・社会福祉施設（以下、「施設」という。）に関する法律、条例、規則、厚生労働省及び県から発出される各種通知等（以下、「法令等」という。）に違反している場合であって、その内容がサービスの提供に支障をきたしている場合（各施設の監査調書による。）</p> <p>イ 毎年県が別に定める重点指導項目において要求した内容を充足していないと認められる場合であって、その内容がサービスの提供に支障をきたしている場合</p> <p>ウ 防災体制、衛生管理体制、事故防止体制が不適切であるため、利用者の安全の確保等に問題を生じている場合であって、その内容がサービスの提供に支障をきたしている場合</p> <p>エ 利用者支援（処遇）に関して、人権侵害など不適正な状況が認められる場合</p> <p>オ 経理処理の誤りなどにより、金銭上の是正措置が必要な場合</p> <p>カ 過去の監査において継続的に指導しているにもかかわらず、改善が図られていなかった重大な事項の場合（改善の意思が見られず、指導事項によっては改善が期待できないと思われる場合）</p> <p>キ 関係事業所管課等との協議の結果、特に指摘事項とする必要が認められる場合</p> <p>ク その他、法人・施設の適正な運営に重大な影響を及ぼす恐れがある場合</p>	<p>当該社会福祉法人及び当該社会福祉施設からその改善状況の報告を求めるものとする。</p>

区分	基本的な考え方	報告の要否
2. 指導事項	<p>次の事項に該当する場合には「指導事項」とする。</p> <p>ア 社会福祉法人（以下、「法人」という。）・社会福祉施設（以下、「施設」という。）に関する法律、条例、規則、厚生労働省及び県から発出される各種通知等（以下、「法令等」という。）に違反している場合であって、上記以外の場合（各施設の監査調書による。）</p> <p>イ 毎年県が別に定める重点指導項目において要求した内容を充足していないと認められる場合であって、その内容が上記以外の場合</p> <p>ウ 防災体制、衛生管理体制、事故防止体制が不適切であるため、利用者の安全の確保等に問題を生じている場合であって、その内容が上記以外の場合</p> <p>エ 法令等で求められている基準等を満たしていないことについて、その原因、経過等にやむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>オ 過去の指導において継続的に指導しているにもかかわらず、改善が図られていない場合（改善の意思が見られず、指導事項によっては改善が期待できないと思われる場合）</p>	<p>改善状況の報告は求めず、次回監査の際に改善状況を確認する。</p>
3. 口頭指導（助言）	<p>ア 指摘事項又は指導事項に該当しない場合であっても、サービス提供に資すると考えられる事項については、口頭指導（助言）を行うことができる。</p> <p>なお、口頭指導（助言）を行う場合は、法人及び施設が従わなければならないものではないことを明確した上で行うこと。</p> <p>イ 「指摘事項」に該当する場合であっても、指導を行わなくても改善が確実であると見込まれる場合</p> <p>ウ 当該事実が比較的軽微な事務的な漏れや誤り等であり、それが偶発的なものと認められ、すぐに措置又は改善が可能である場合</p>	<p>改善状況の報告は求めず、次回監査の際にも改善状況の確認は行わない。</p>